（総務部の調査官）

第九条　第五条に掲げる課のほか、喜連川社会復帰促進センター、府中刑務所及び東京拘置所の総務部にそれぞれ調査官二人を、札幌刑務所、宮城刑務所、栃木刑務所、東日本成人矯正医療センター、横浜刑務所、川越少年刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、和歌山刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、福岡刑務所、麓刑務所及び大阪拘置所の総務部にそれぞれ調査官一人を置く。

2　［略］

（処遇部及び矯正処遇部の首席矯正処遇官）

第十一条　処遇部（加古川刑務所、長崎刑務所及び東京拘置所を除く。）にそれぞれ首席矯正処遇官二人を、島根あさひ社会復帰促進センターの矯正処遇部に首席矯正処遇官四人を、加古川刑務所、長崎刑務所及び東京拘置所の処遇部並びに美祢社会復帰促進センターの矯正処遇部にそれぞれ首席矯正処遇官三人を置く。

2　次の表の上欄に掲げる刑務所等の処遇部又は矯正処遇部に置かれる首席矯正処遇官の事務の分担は、同表の中欄に掲げる担当区分のとおりとし、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	担当区分	所掌事務
札幌刑務所　網走刑務所　月形刑務所　宮城刑務所　山形刑務所　福島刑務所　喜連川社会復帰促進センター　千葉刑務所　静岡刑務所　京都刑務所　神戸刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　大分刑務所	［略］	［略］
栃木刑務所　府中刑務所　横浜刑務所　名古屋刑務所　大阪刑務所	処遇担当	前条第一号に掲げる事務
	作業担当	前条第二号に掲げる事務
加古川刑務所	処遇第一担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務（処遇第二担当の所掌に属するものを除く。）
	処遇第二担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務のうち、女子の被収容者に関すること。
	作業担当	前条第二号に掲げる事務

（総務部の調査官）

第九条　第五条に掲げる課のほか、府中刑務所及び東京拘置所の総務部に調査官二人を、栃木刑務所、喜連川社会復帰促進センター、東日本成人矯正医療センター、川越少年刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、和歌山刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、福岡刑務所、麓刑務所及び大阪拘置所の総務部にそれぞれ調査官一人を置く。

2　［同上］

（処遇部及び矯正処遇部の首席矯正処遇官）

第十一条　各処遇部（加古川刑務所及び長崎刑務所を除く。）及び播磨社会復帰促進センターの矯正処遇部にそれぞれ首席矯正処遇官二人を、喜連川社会復帰促進センター及び島根あさひ社会復帰促進センターの矯正処遇部にそれぞれ首席矯正処遇官四人を、加古川刑務所及び長崎刑務所の処遇部並びに美祢社会復帰促進センターの矯正処遇部にそれぞれ首席矯正処遇官三人を置く。

2　次の表の上欄に掲げる刑務所等の処遇部又は矯正処遇部に置かれる首席矯正処遇官の事務の分担は、同表の中欄に掲げる担当区分のとおりとし、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	担当区分	所掌事務
札幌刑務所　網走刑務所　月形刑務所　宮城刑務所　山形刑務所　福島刑務所　栃木刑務所　千葉刑務所　静岡刑務所　名古屋刑務所　京都刑務所　大阪刑務所　神戸刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　大分刑務所	［同上］	［同上］
喜連川社会復帰促進センター	処遇担当	前条第一号及び第五号に掲げる事務
島根あさひ社会復帰促進センター	作業担当	前条第二号に掲げる事務
	教育担当	前条第三号に掲げる事務
	分類担当	前条第四号に掲げる事務

［項を削る。］

［項を加える。］

［同上］